

議案参考資料

[平成 29 年第 3 回定例会(9 月)]

[担当課(室)係]

税務課 土地担当・家屋担当

議案名

議案第 58 号 桐生市黒保根町過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴い、課税免除の対象となる事業について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

黒保根町内に過疎地域自立促進特別措置法第 31 条に規定する対象事業に係る施設を新設又は増設した場合、固定資産税を 3 年間課税免除しております。

課税免除対象事業のうち「情報通信技術利用事業」を、「農林水産物等販売業」に改めるものです。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況に鑑み、同法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 11 号)が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、地方税の課税免除の対象事業について見直しが行われました。

桐生市では、黒保根町内が「過疎地域」に指定されております。